

番号：160050

国名：タイ

担当：地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

案件名：バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 実施能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年4月下旬から2016年6月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月23日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について」（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	タイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

タイ王国（以下、タイ）は、1994年に国連気候変動枠組条約、2002年に京都議定書に批准して以来、温室効果ガス（以下、GHG）排出量削減の国際的責務を負っている。また、2011年には、気候変動の影響とも考えられているバンコク都及びチャオプラヤ河周辺における大規模な洪水が発生し、記録的な経済的・社会的ダメージを受け、気候変動適応策の必要性が強く認識された。

タイは国レベルの政策として、1961年以降国家の中期的な開発計画として5カ年の経済社会開発計画を定めている。タイ政府は第7次計画（1992年度～1996年度）から経済・社会開発と資源・環境保全が調和した「持続可能な開発」を重視しており、第11次経済社会開発計画（2012年度～2016年度）では6つの開発重点分野の1つである「天然資源の管理及び持続可能な環境への戦略」において、低炭素で気候変動にレジリエント（強靱）な社会構築の重要性を記載している。後続の第12次経済社会開発計画（2017年度～2021年度）についても、同様の方針が継続される見込みである。

気候変動分野の計画としては、2015年にタイ王国「気候変動長期マスタープラン（2012-2050）」、タイ王国「開発途上国による適切な緩和行動（NAMAs）」が策定された。また、2015年12月に開催されたCOP 21において締結されたパリ協定では、全ての国が排出量削減目標を作り、その達成のための国内対策をとっていくことが義務付けられているが、タイは2030年までにGHG排出量を何も対策を講じなかった場合（Business as Usual: BAU）に比べて20%削減することを目標としており、その達成のための取組を行う必要がある。

タイの首都であるバンコク都においては、タイ国内及び東南アジア地域の中での主要都市としての順調な経済発展により、GHGの排出量は増加傾向にある。また、上述の洪水では特に甚大な被害を受け、緩和策・適応策の両面において、気候変動対策が重要な課題となっている。

バンコク首都圏庁（BMA）は2007年5月、「地球温暖化問題解決のための協力宣言」を、タイ国内の関係省庁、研究機関等の35機関と共同採択した。また、同月にニューヨークで開催された世界大都市気候変動サミット（C40 Large Cities Climate Summit）において、世界の大都市と共同で気候変動対策に協力することを宣言した。

BMAは、2007～2012年の5年間で、GHG排出量について少なくともBAU比15%の排出量を削減することを目指し、「バンコク都気候変動対策実行計画（2007～2012年）」（以下、BMAアクションプラン）を作成した。BMAアクションプラン作成時点においては、BMAは気候変動対策に係る十分な知見・経験を有していなかったことから、JICAは技術協力プロジェクト「バンコク都気候変動削減・適応策実施能力向上プロジェクト」（2009年6月～2012年5月）を通じて、本邦研修受入を中心としたBMAアクションプランの実施支援を行った。同プロジェクトでは気候変動対策に分野横断的・包括的に取り組むBMAの組織能力、及びBMAアクションプラン実施のためのBMA職員の個々の能力の強化に取り組んだ。その結果、BAU比15%のGHG排出量削減も含め、BMAアクションプランに定められた当初計画は概ね達成された。

他方、多岐に渡る関係機関との調整が困難であった等の課題が挙げられ、多分野にわたる効率的な気候変動対策を推進していくためには、BMA内部のセクター間連携に加え、国レベルでの上位政策との整合性やBMA外の関連機関との連携が必要とされた。

BMAアクションプランの実施を通して得られた上記の教訓や前述の洪水被害による適応へのニーズの高まりを踏まえ、BMAはより包括的な気候変動対策長期計画として「バンコク都気候変動対策マスタープラン2013～2023年」（以下、BMAマスタープラン2013-2023）を策定することを計画し、JICAは技術協力プロジェクト「バンコク都気候変動マスタープラン（2013-2023年）作成・実施能力向上プロジェクト」（2013年3月～2015年9月）を通じて、BMAマスタープラン2013-2023の策定と、その実施のための人材育成を支援した。同プロジェクトでは、BMAマスタープラン2013-2023作成のための、BMA外の関係機関を巻き込んだ実施体制の整備や、国レベルにおける政策との整合性をもった計画の作成が行われ、同マスタープランが完成し、承認された。BMAマスタープラン2013-2023には、2013年から2020年の間でBAU比13.57%のGHG排出量削減目標が定められ、交通、エネルギー、廃棄物・排水処理、都市緑化、適応策の5分野において、目標達成に向けた取組が示された。また、BMA職員を含めた同プロジェクトのカウンターパートは、データ収集、GHG排出

測定、GHG排出量削減対策前の算定・報告・検証(Measurement, Reporting, and Verification:MRV)手法等、気候変動の基礎的知識・技術を理解するレベルに達し、BMAマスタープラン2013-2023作成のための能力及び実施に向けた基礎的能力が向上した。また、同プロジェクトでは「環境未来都市」にも選定されている横浜市との連携により、横浜市の持つ低炭素な都市づくりのノウハウ等、地方自治体としての知見が共有された。

他方、バンコクマスタープラン2013-2023の実施にあたっては、関係部署や関係機関との調整がより重要になってくることから、そのための調整機関がBMA内に設立されることが望ましいということが、終了時評価にて提言された。また、同マスタープランに沿った具体的な取り組みとして計画・実施される各プロジェクトについても、優先度の高い分野からプロジェクトの計画・実施のための能力強化が行われる必要があり、それらの取り組みを行う中で、モニタリング・評価(Monitoring and Evaluation: M&E)やMRVの必要性が更に高まってくる。

かかる状況のもと、BMAマスタープラン2013-2023の実施能力強化のために更なる技術移転が望まれ、タイ政府からの要請に基づき、本プロジェクトを実施することとなった。

本調査は、タイ政府からの協力要請の背景・内容を確認し、バンコク都及び先方政府関係機関との協議を経て、本プロジェクトの協力計画を策定するとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

(1) 国内準備期間(2016年4月~5月)

- ①要請背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- ②現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ③担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ④PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)及び事業事前評価表(案)(和文、英文)を作成する。
- ⑤タイ関係機関(C/P機関等)、専門家、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ⑥他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑦担当分野に係る対処方針(案)(和文)作成に協力する。
- ⑧調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間(2016年5月~6月)

- ①JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ②タイ関係機関との協議及び現地踏査に参加する。
- ③担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア)タイにおける気候変動分野の動向及び技術レベル、本プロジェクトの位置づけ
 - イ)タイ側の実施体制(組織・予算・他機関との関係性等)

ウ)他ドナー・機関の援助動向(特に気候変動分野を支援するドナーの当該分野に対する協力量針、活動内容)

エ)プロジェクトの直接・間接の裨益者の確認

オ)プロジェクトが将来対に与える正・負のインパクト

カ)プロジェクトの実施に必要な投入(専門家、研修、機材、C/Pの配置、ローカルコストの負担)

キ)我が国の気候変動対策及分野における協力の効果発現状況、本案件の位置づけ

④他ドナーとのヒアリングを行い気候変動対策分野の方針を把握する。

⑤PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)の作成に協力する。⑥タイ関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)(英文)及びM/M(案)(英文)の取りまとめに協力する。

- ⑦評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)(和文、英文)の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年6月)

- ①事業事前評価表(案)(和文、英文)作成に協力する。
- ②現地調査結果及び収集資料の整理、分析を行い、収集資料リストを作成する。
- ③帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) コンサルタント団員担当分に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文) (PDM(案)、PO(案)及びM/Mの担当分野関連部分を含む。)
- 電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年5月17日～2016年6月4日を予定しています。

当機構の調査団員は本業務従事者に引き続く形で現地調査を開始し、同時に終了する予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 気候変動 (JICA)
- ウ) 自治体における気候変動対策 (JICA)
- エ) 協力企画 (JICA)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構タイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供

- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査の基本的なスケジュールアレンジ
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム (TEL:03-5226-9541) にて配布します。
 - ・タイ バンコク都気候変動マスタープラン (2013-2023年) 作成・実施能力向上プロジェクト 終了時評価ミニッツ
- ②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・タイ バンコク都気候変動削減・適応策実施能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255755.html>)
 - ・タイ バンコク都気候変動マスタープラン(2013-2023年)作成・実施能力向上プロジェクト 詳細計画策定調査報告書 (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011023.html>)

(3) その他

- ① 複数従事者での応募禁止
業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 安全管理
現地作業期間中は安全管理に十分ご留意下さい。現地の治安状況については、JICAタイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行って下さい。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所 (及び支所) と緊密に連絡を取る様にご留意下さい。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルにご記載下さい。
- ③ 不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行って下さい。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかにご相談下さい。

以上